

桜並木植栽管理事業の実施に要する物品等提供取扱い要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岩木みらい協議会（以下「協議会」という。）が行う世界一の桜並木植栽管理事業（以下「桜並木植栽管理事業」という。）に賛同する法人、その他団体及び個人（以下「企業等」という。）が、桜の植樹に物品等で協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要項において、協賛とは、企業等が協議会に対して行う、桜並木植栽管理事業の実施に要する物品等（以下「協賛物品」という。）の提供を行う行為とする。

2 協賛物品は、協議会会長が認めるときを除き、第3条第1項の規定により提出する申込書を受理しないものとする。

(協賛の申込等)

第3条 協賛を申し込む企業等（以下「申込者」という。）は、桜並木植栽管理事業協賛物品申込書（様式第1号）を協議会会長に提出する。

2 協議会会長は、申込書の提出があった場合、申込者に対して桜並木植栽管理事業協賛物品申込受理書（様式第2号）により通知する。

3 協議会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込者と認めないものとし、申込書を受理しないものとする。

(1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者、又は桜並木植栽管理事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者。

(3) 法令又は公序良俗に反する者。

(4) その他、協議会会長が不相当と判断する者。

(協賛物品の受納等)

第4条 協賛物品の提供を行おうとする企業等は、第3条第2項による通知を受けた場合、協議会会長が指定した場所、期間及び方法により協賛物品を納入する。

2 協議会会長は、協賛物品を受納した場合、受納書を発行する。

3 協議会会長は、指定した納入期限までに協賛物品の納入が確認できない場合は、第3条第2項の規定による申込受理を取り消すものとする。

(協賛の特典等)

第5条 前条第1項の規定により協賛を行った企業等の特典は、植栽木へのプレート掲示とする。

(協賛の取り消し)

第6条 協議会会長は、第3条第2項の規定により協賛の申込書を受理された者が、その後、第3条3項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛の特典を取り消すものとし、協賛した企業等に対し、桜並木植栽管理事業協賛企業等取消通知書(様式第3号)により通知する。

2 前項の規定により協賛を取り消した場合においては、協賛物品の返戻はしない。

(協賛物品の種類)

第7条 協賛物品は、オオヤマザクラの苗木及び、オオヤマザクラの苗木の植栽に要する役務等とする。なお、役務等は省略することができる。

2 協賛物品として提供するオオヤマザクラの苗木の大きさは、概ね樹高4.0m、幹周り18cm以上のものとする。

(プレートの規格等)

第8条 プレートの仕様等は、次に定めるところによる。

- (1) プレートの仕様は、協議会会長が指定したものとする。
- (2) プレートは協議会が掲示する。
- (3) プレートの掲示場所は、協賛を行った企業等と協議して決めた場所とする。
- (4) 故意に因らないプレートの破損、紛失等があった場合は、協賛を行った企業等の申し出により、植栽木の植栽された日から5年以内に限り、協議会が再掲示する。

(プレート掲載内容の基準)

第9条 プレートへの掲載は、協賛を行った企業等の団体名または個人名を基本とし、次に掲げるものは、プレート掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの。
- (4) 政治性のあるもの。
- (5) 宗教性のあるもの。
- (6) 社会問題その他について主義又は主張にあたるもの。
- (7) 協議会会長が掲載することを不相当と認めるもの。

(植栽木の枯死等)

第10条 協議会会長は、協賛により植栽した植栽木の生育不良、枯死等について、その責めを負わない。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年3月22日から施行する

様式第1号

桜並木植栽管理事業協賛物品申込書

年 月 日

〇〇〇協議会会長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

桜並木植栽管理事業に下記のとおり協賛物品を申し込みます。

記

1. 協賛物品の内容

協賛物品	
納入予定日	年 月 日

2. 申込要件（募集要項第3条第3項関係）

次の各号に該当しておりません

- (1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者、又は桜並木植栽管理事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者。
- (3) 法令又は公序良俗に反する者。

2. 連絡先

担当者名 (所属・役職)			
電話		F a x	
E-mail			

様式第2号

桜並木植栽管理事業協賛物品申込受理書

年 月 日

様

〇〇〇協議会
会 長

年 月 日付で申し込みのありました「桜並木植栽管理事業協賛物品申込書」
を受理します。

協賛物品の納入方法は、協議会が別途指定した方法といたしますのでよろしくお願
いいたします。

なお、指定した期限までに協賛物品の納入が確認できない場合は、申込受理を取り消
します。

様式第3号

桜並木植栽管理事業協賛企業等取消通知書

年 月 日

様

〇〇〇協議会
会 長

年 月 日付で受理することとした協賛について、下記の事由により取り消すこととしましたので通知します。

記

1. 取消事由

受 納 書

年 月 日

様

〇〇〇協議会
会 長

年 月 日付で受理することとした下記協賛について、受納を確認しましたので通知します。

記

1. 協賛物品
2. 数 量
3. 確 認 日

○協賛物品の納入方法

- ・協賛物品の納入場所は、協議会事務局と打合せのうえ納入をお願いします。
- ・納入期限は令和 年 月 日までとします。
- ・植栽に要する役務等の提供に係る実施方法は、協議会事務局と打合せのうえ実施をお願いします。